

クレイステネス改革をめぐつて(三)

芝川 治

五

本章においてはギリシア人のクレイステネス改革理解を問題とする。以下、全くの素描にとどまるものではあるが、改革に対するギリシア人の評価を調べていく。その際、文面に遺されたる評言に関して、古人の思考を忠実に追いつきその真意を把握すべく努める事、この作業に重点が置かれる。かくなる作業を経る事によって、近代人のクレイステネス解釈につき、それらに共通する問題点が明らかとなるであろう。

1

クレイステネス改革に関して最も重要な史料はヘロドトスとアリストテレスである。両名共、改革につきては相当詳細に語れるものがあるが、その全体的評価を一言でなしたるものとしては、ヘロドトスの場合、六卷一三一、一がある。「アテナイ人に部族と民主政治を確立したクレイステネス *Kleisthenes te o tās phulās kai tēn dēmokratian 'Athenaiōisi katastēsās*」これは周知知られている。ヘロドトスではこれと共に五卷七八をも記憶に留めておこう。

アリストテレスでは改革全体に対する評言は『アテナイ人の国制』に見られる。クレイステネス改革の結果、「国制はソロンのそれより遙

クレイステネス改革をめぐつて(三)

かに民主的となった。 *δημοτικώτερα κοινὴ τῆς Σόλωνος ἐγένετο ἡ πολιτεία*」⁽¹⁾とするのがそれである。ヘロドトス、アリストテレスの改革理解につきましては既に論じたところである。⁽²⁾

2

四一一年、寡頭派の革命に際してピュトドロス、決議を起草したるが、それに対して追加条項を提議せしはクレイトポンなりき。そは『アテナイ人の国制』二十九章三節叙する通り。「クレイトポンは他の点についてはピュトドロスの案に同意したが、ただ選ばれた人々はクレイステネスが民主政治をたてた時に定めた古い法律をも調査し、これを参照しつつ最上の案を練るようにと動議した。けだし彼はクレイステネスの国制は真に民主的ではなく、ソロン⁽³⁾の国制に近似するものと考えたのであった。(村川堅太郎訳) *Κλειτοφῶν δὲ τὰ μὲν ἄλλα καθάρως Πυθόδαρος εἶπεν, προσαναυξήσθαι δὲ τοὺς αἰεθέοντας ἔγραψεν καὶ τοὺς πατρίους νόμους οὓς Κλεισθένης ἔθηκεν ὅτε καθίστη τὴν δημοκρατίαν, ὅπως ἀκούσαντες καὶ τούτων βουλευσάνται τὸ ἀριστον, ὡς οὐ δημοτικὴν ἀλλὰ παραπλησίαν οὖσαν τὴν Κλεισθέους πολιτείαν τῆ Σόλωνος.*」

これはクレイトポンの動議そのものに由来すると思考される。何故ならば、その書式をそのままに伝えるからである。その点、これは貴重な史料であり、かつ甚だ有名なるものである。ただし、⁽³⁾以下には問題がある。これが動議自体に属すると見るは、その内容並びに語調からして困難である。⁽³⁾これはクレイトポン以外の者によりて与えられたる一種の註釈と目するべきであろう。この付加、何れの者によりなされたるかであるが、これはアリストテレスの手になるものであつて、その史料に由るものではないであらう。⁽⁴⁾

学説史においてはクレイトポンの動議額面通り受止められぬ事尠しとはしない。クレイステネス改革は民主的なるが故に、クレイトポンが如き寡頭派それを参考に供すべしなどと提案するは奇怪なりなどというのである。クレイトポン、寡頭派の真意を隠蔽すべく、偽装工作としてかかる動議を提出したなどとさる事⁽⁵⁾もあつた。

クレイステネス改革に関するア・プリオリの論断は別として、クレイトポン語るところには些か不自然な響きを有する箇所が認められる。

ore khablōn tñv dñuokratiauvである。寡頭派に属するクレイトポン、「クレイステネス、民主政をたてし時」と表現して、その際の法を参看すべしなどという言説を寄せるは如何なものであろうか。これは彼自身の立脚点を否定する虞れがあるのである。もともと、クレイトポンは寡頭派中の穩健分子に算えられる。⁽⁶⁾その点で、「クレイステネスの民主政」云々に対する厭悪は強力ではなかったのかもしれない。また、クレイトポン主張するはクレイステネスの法にも学ぶべきものありという事であつて、その民主政を全面的に再興するというものではないであらう。この点をも併せ考へべきである。

もう一つ、*dñuokratia*の含意するところである。言を贅するまでもないが、*demokratia*には少からぬ変種がある。その中、クレイトポン脳裡に置きしは穩和なるそれではなからうか。この点につき手懸りを提供するのはアリストテレスである。⁽⁷⁾以下の文章をアリストテレスの註とするに、これは彼がクレイトポンの胸中を忖度したものと史料される。アリストテレスもまたクレイトポン動議に対しては奇異の念を抱きたる模様である。先述したるが如く、彼にとりてクレイステネス改革とは「ソロンの国制よりも遙かに民主的」なるが故にその事は当然であらう。そこにおきて、アリストテレスはクレイトポンのクレイステネス觀に思いを馳せたのであらう。アリストテレスとは異なり、クレイトポン、クレイステネスが国制を進行せる民主政と見るに非ず、ソロン体制に近似すると解している。かく思い至る事によつて、アリストテレスは得心するを得たのである。同様に、吾人としても、*demokratia*に關してはペロポネソス戦争時代におけるが如きそれではなく、穩当なるものを想定すればそれでよしとするのである。それで以つて、クレイトポンが言動、矛盾なく理解される。

クレイトポンの提議に先行するピュトドロスの決議であるが、これは紛う方なく寡頭派のものである。⁽⁷⁾クレイトポン動議の本旨はそれを補足するにある。従つて、穩健なものとしても、それが寡頭派的傾向を帶するは明白ではないか。そうした全体の脈絡からしても、そこに偽装工作などという趣を感じずるは困難である。かつ、何故に殊更クレイステネスの名出されたるか不審が生ずる。⁽⁸⁾後に示さるが如く、クレイステネスは一般大衆にアピールする名ではない。もしも民主派を欺いて自らが党派に惹付けんとするのであれば、今少し効果的な方法考案されたるものではなからうか。何よりも、クレイトポンの意圖に關して、アリストテレスはそれを真率なるものと解しているのである。⁽⁹⁾吾人としてもそれに倣うべきではなからうか。一般に、テクストはそのあるがままの姿で理解されるならばそれに如くはないのである。

然らば、クレイトポン動議より知られるものは何か。五世紀末の寡頭派にとりてクレイステネス体制には範として仰ぐべきものがあつた

事、これである。もとより、クレイトポン、アテナイ国制史につき精細なる知識有せるものとは想定し難い⁽¹⁰⁾。ただ、漠然たる形においてははあれ、クレイステネスの国制に自らの主張と近きものを彼は感知したのであろう⁽¹¹⁾。

所謂Athidographerであるが、クレイデモス、アンドロテイオン、ピロコロスの断片若干数にはクレイステネスへの言及が見出される⁽¹²⁾。しかし、クレイステネス改革全般に対する彼らの判断は今日遺されていない。そうである以上、Athidographerのクレイステネス観は不明とするより他ないのであつて⁽¹³⁾、それにつき早急なる判断を下すはこれを避くべきである。従つて、この問題は本章では扱うべくもない。テオポンポスに關してもその点は同様である。

3

弁論家。本章の関連において弁論家中最も重要なのはイソクラテスである。彼にあつてはクレイステネスの名は三篇の作に現れる。『戦車競技の馬』二六一二七、『アレオパギティコス』一六、『アンティドシス』二三二、三〇六⁽¹⁴⁾である。『戦車競技の馬』では以下の如く語られている。「遂にアルキビアデスとクレイステネスは……亡命者の指揮を執つて民衆を復帰せしめ、僭主を放逐した。そして、かの民主政を樹てた云々。 *και τὸ τελευταίου Ἀλκιβιάδης και Κλεισθένης……στρατηγησάντες τῆς φυγῆς κατήγαγον τὸν δῆμον και τοὺς τυράννους ἐξέβαλον, και κατέστησαν ἐκείνην τὴν δημοκρατίαν κτλ.*」

次に『アレオパギティコス』。「来らんとする危険を回避し、現在ある諸悪より解放さる唯一の方途はかの民主政治の復興なり。その民主政とは、この上なく民主的なるソロンこれを制定し、僭主を放逐して民衆を復帰せしめたるクレイステネスこれを再興したるものなり。 *Εὐρίστω γὰρ ταύτην μόνην ἂν γενομένην και τῶν μελλόντων κινδύνων ἀποτροπὴν και τῶν παρόντων κακῶν ἀπαλλαγὴν, ἣν ἐβελήσασμεν ἐκείνην τὴν δημοκρατίαν ἀναλαβεῖν, ἣν Σόλων μὲν ὁ δημοτικώτατος γενόμενος εὐνομήθησε, Κλεισθένης δὲ τοὺς τυράννους ἐβαλὼν και τοῦ δῆμου καταγαγῶν πάλιν ἐξ ἀρχῆς κατέστησεν.*」

『アンティドシス』二三一以下においては先ずソロンが描かれる。ソロンは民衆の領袖 *προστάτης τῶν δήμων* として法を定め国を斉えたのであるが、その国制はイソクラテス当時に至ってもなお満足を以って迎えられているというのである。これに続き、以下の通り記されている。「次いで、クレイステネスは僭主によって国を追われたる後、……民衆を復帰せしめ、僭主を放逐し、ギリシア人にとりて至高の善の因となりたるかの民主政治を確立した。 *μετὰ δὲ ταῦτα Κλεισθένης ἐπέσδων ἐκ τῆς πόλεως ὑπὸ τῶν τυράννων, λόγῳ πείρας τοῦς Ἀμφικτιῶνας δαυείσαι τῶν θεῶν χρημάτων αὐτῶν, τὸν τε δήμον κατήγαγε καὶ τοὺς τυράννους ἐξέβαλε καὶ τὴν δημοκρατίαν ἐκείνην κατέστησε τὴν αἰτίαν τοῖς Ἕλλησι τῶν μεγίστων ἀγαθῶν γενομένην.*」

『アンティドシス』三〇六はテクストのみを掲げておく。 *οὗ τοὺς τυράννους ἐβαλεῖν καὶ τὸν δήμον καταγαγεῖν καὶ τὴν δημοκρατίαν κατεστήσας*……

以上、三篇より四箇所引きたるものなるが、その中、最も注目集むるは『アレオパギティコス』なるべし。イソクラテスは『アレオパギティコス』にて祖国の現状に非を鳴し、父祖伝来の民主政を賞揚する。これは彼にとりては常套の手法であつて、悪しき現今と良き往昔とを対比しているのである。かくなる対比は『平和論』、『パナテナイコス』或は『パネギュリコス』にも見出される。『アレオパギティコス』に描かれたる祖先の国制はよく知られている。それは主権はあくまでも民衆が有するのであるが、政治の運用は上流人士に委ねられるというものである。⁽¹⁵⁾アレオパゴスの評議会も勢威を保ち、イソクラテス当時通弊と化していた愚衆の跳梁もそこでは許さるべくもない。往古の民主政においては良風美俗が保たれ、市民相互の間には協和の精神が漲っていた。かくなる体制が下、アテナイ人はペルシア戦に勝利を納め、ギリシアにおける指導的地位を獲得したというわけである。そして、この国制を樹立したのはソロンであり、ペイシストラトス一族が僭主政を布きたる後、クレイステネスがそれを打倒して再度民衆を主権者の地位に就けた。ここにおいて古き良き民主政が復活したというのである。

『アレオパギティコス』篇、当時における保守派の理想を開陳したる作と評さる事尠しとしない。政論家イソクラテスは民主政の過激化に警告を發し、国制改革の必要を強く一般に訴えかけたというわけである。従つて、イソクラテスの記述には偏向が生ずるのであつて、アテナイ民主政の樹立、再興に関する記事もその方面よりの歪曲蒙りたるありとさるやもしれぬ。この場合、ソロンやクレイステネスをイソ

クラテスは自らが主義のために利用したる事になる。⁽¹⁶⁾この点において取分け想起さるはテラメネスとの関係である。テラメネスがイソクラテスに多大の影響を及ぼしたとは屢々指摘される⁽¹⁷⁾ところである。テラメネスが一派、自らの理想とする政体を過去のアテナイに求めたと言われる(*patrios politeia*)。かくなるテラメネス流歴史解釈、四世紀アテナイにて継承されたというわけで、イソクラテスにおけるソロン、クレイステネスの描写はそうした流れを汲むとされる場合もある。⁽¹⁸⁾

他方、イソクラテスは修辞家である。修辞術は入念なる構成、彫琢されたる文章を必要とする。また、読者に対する効果を高めるためには真実を犠牲にするも厭わない。実際、『アレオパギティコス』に描かれたる古き民主政は著しく理想化されている。されば、その民主政の歴史に関して、修辞上の要請よりする仮構加えられたる可能性なしとはしない。

『アンティドシス』は如何であろうか。先ず、その二三二と三〇六にてクレイステネスにつき語られたる部分は内容、措辞に亘って全く同一としてよい。⁽¹⁹⁾民主政治を定めたるはソロンであつて、僭主政による中断の後、クレイステネスが民衆を復帰せしめて民主政を再確立したというわけである。そしてそれは良き民主政としてペルシア戦勝利の原動力となったというのである。『アンティドシス』にてかく描かれたるアテナイ民主政の歴史は『アレオパギティコス』におけるそれと同一である。

『アンティドシス』はイソクラテスが自己自身を弁護せんとして草したる作である。これの二三一以下においては、弁論に長けたる者、祖国に最も益をなせりとして、ソロン、クレイステネスの他、テミストクレス、ペリクレスの名が記される。三〇六以下にてはクレイステネスに続きミルティアデス、テミストクレス、ペリクレスの事績が一瞥される。これらの政治家はイソクラテスが自らの議論を強化せんとして引いたものである。それらは単なる例証として用いらるのみなのである。彼らの賞讃が意図されているのではないし、行論上それらの一人一人が重要なでもない。ましてやイソクラテスは自己の政見を託しているのでもない。このような場合、イソクラテスは殊更に作為を施すものであろうか。むしろ、彼は自己の信ずるがままを語っているのではなからうか。

現実に指示されたる政治家であるが、ソロン、ミルティアデス、テミストクレス、ペリクレスの四名については概ね常識的な事実が呈示されている。実際、かかる箇所にて読者を聳動せしめるが如きを語るは論述の効果を減殺する結果を生ずるのである。さすれば、クレイステネスに関して、『アンティドシス』の記述は文字通り受取らるべきではないか。⁽²⁰⁾更に、『アンティドシス』三〇六以下にて四名の英傑は

その名を記されない。これは名を示さずとも通ずるという事であろう。イソクラテスは自らのクレイステネス像を読者も共有する事を期待したのであるか。

『戦車競技の馬』二六であるが、ここにはソロンその姿を現さぬ。アルキビアデスと共にクレイステネスの名、記さるのみである。然らば、クレイステネスはアテナイにて新たに民主政を樹立したる者となるのであるか。⁽²¹⁾この点、『戦車競技の馬』においては、先ず、クレイステネスなどは「民衆を復帰せしめた *κατήγαγον του δήμου*」と記されている。更に注目さるべきは語句の類似である。この *κατήγαγον του δήμου* 並びに *τοὺς τυράννους ἐξέβαλον* と同様の句は『アレオパギティコス』、『アンティドシス』にも現れる。加之、「かの民主政」*ἐκείνην τὴν δημοκρατίαν* である。これは『戦車競技の馬』二七にて、アテナイ人をしてペルシア人に勝利せしめ、爾後大をなす因となつたとされている。⁽²²⁾これもまた『アレオパギティコス』、『アンティドシス』と同一である。従つて、内容に関しても『戦車競技の馬』と『アレオパギティコス』、『アンティドシス』の間には相違なしとするより他はない。『戦車競技の馬』におきてもクレイステネスは民主政の再興者なのである。

『戦車競技の馬』はイソクラテスとそのロゴグラポスたる時期、大アルキビアデスが子息のために代作したる法廷弁論である。そこにおいて、若きアルキビアデス、自らが先祖の功業を物語る。その関連でクレイステネス及びそれと同時代のアルキビアデスに言及がなされたのである。⁽²³⁾ここにおいて、もしもクレイステネスなどが僭主政期以前よりも民主政を遙かに進展せしめたと述べられるとするならば如何であろう。それは陪審員に対しクレイステネスなどの功業を一層光彩陸離たらしめ、若きアルキビアデスはより多くの同情を惹付ける結果を期待し得る事になつたのではないか。現に、その種の民衆への迎合はこの弁論では多々行われているのである。然るに、イソクラテスはそれをなさない。これは前に叙したるが如きクレイステネス像が彼の観念の中に牢固として根を下していた故であろう。かつ、さなるクレイステネス像は一般に受容れられるものだったのである。

かくして、イソクラテスのクレイステネス観が確認された。『戦車競技の馬』は⁽²⁴⁾ブラスによるならばその成立は三九七年。『アレオパギティコス』は三五〇年代央の作。『アンティドシス』成るは三五三年と見られる。してみると、イソクラテスは生涯長きに亘つて渝る事なきクレイステネス像を抱懐し続けた事になる。⁽²⁵⁾彼にとってクレイステネスは僭主政に終止符を打ちて政治を正道に復せしめたる者に他ならぬの

であった。

因みに、アテナイ人が正道を逸脱した時期は奈辺に置かるべきか。イソクラテスによるならば、ペルシア戦役後の海上支配が「かの民主政」を崩壊せしめ、徳義廃頹の原因となった。⁽²⁷⁾従って、景仰すべき往昔から唾棄すべき現今への転換は大略五世紀の中葉に索めらる事となる。これこそがイソクラテスにとってはアテナイ史の一大転機であった。⁽²⁸⁾

イソクラテス以外には参考に供さるべき弁論家、デモステネスとアンドキデスを算うるのみ。先ず、デモステネス『メイディアス弾劾』⁽²⁹⁾一四四。ここではメイディアスを非難するためにアルキビアデスが引合に出され、その関連でアルクメオン家に言及がなされる。従って、クレイステネスの事績そのものが問題となるわけではなく、彼の名も現れない。⁽³⁰⁾以下の如く語られている。「アルクメオン家は民衆のために立つて僭主により国を追われ、デルポイより資金を借りてポリスを解放し、ペイシストラトスの子息を放逐したと言われる。τοῦτους (sc. Ἀλκυωνίδας) δὲ φασὶν ὑπὸ τῶν τυράννων ὑπὲρ τοῦ δήμου στρατιάζοντας ἐκπεσεῖν, καὶ δαμεισάμενους χερῶν ἐκ Δελφῶν ἐλευθερώσαι τὴν πόλιν καὶ τοὺς Πεισιστράτου παῖδας ἐμβαλεῖν」

ここにおきても、アルクメオン家が功業、僭主政に終止符を打ちたる点に求められている。デモステネスにあっても、アテナイ民主政の開始は僭主政期以前に置かれる。⁽³¹⁾民主政治は僭主によつて中断されたものなるが、アルクメオン家は民主派の代表として僭主の対極に位置した。然る後、この一族は僭主との戦いに勝利を納め、一部の者に私されていた国家を解放したというのである。その後の体制につきては明言を以つて記されてはおらぬが、当然、民衆が復してかつての民主政が再興せしめられた事になるのである。これらの点において、デモステネス語るところはイソクラテスと同様である。⁽³²⁾

アンドキデスも僭主政権の終焉につき語っている。⁽³³⁾もつとも、これは大赦令及びアンドキデス自身の祖先との関連において扱われるのみであつて、クレイステネスやアルクメオン家その名を以つて示さるものではない。しかしその内容に関しては、これはイソクラテス、デモステネスと同断である。やはり僭主と民主派が対抗したのであつて、後者が前者を圧倒した。その結果、民主政が復活したという事になるのであろう。

弁論と歴史との関係であるが、弁論家は本来的に厳密なる歴史知識を必要とはせぬ。弁論にとりて第一とすべきはその場における効果なるが故に、過去に関しても、それは俗耳に入り易きを語ればよしとするのである。畢竟、過去は現在のために利用されるのみなのである。従って、歴史に関して、弁論家としては常識程度の心得で十分とするのであって、それ以上の学問的、精密なる探究はなさぬが通例である。その語るところ往々にして茫漠たるものがあり、正確を欠く叙述も尠しとはしない。事実の誤認、効果を高めんがための誇張、歪曲の類が見出されるわけだ。

クレイステネスやアルクメオン家につきましては弁論家の発言は如何であろうか。これは難点を少からず含むとせずばなるまい。この点、アンドキデスは顕著なる事例をなすのであるが、イソクラテス、デモステネスもその撰に洩れるものではない。⁽³⁴⁾然るに、イソクラテスに関しては、先に触れたるが如く、その評言は価値なしとはしない。一般の通念を推知する上で有益なるものがそこにはあつたのである。弁論はその本質からして俗耳に訴えるを旨とするものであるが、これは、逆に述ぶるならば、奇矯なる事柄を語るはこれを避くという事なのである。この事はイソクラテスにのみ該当するものではない。殊にクレイステネス及びその朋党に関しては弁論家の評言は悉く一致している。年代を少しく違い、思想信条を異にすとは雖も、三名が同一の内容を叙するのである。これは、彼らの語るところ、一般人士の間にて広く受容されたるを示すものではないか。弁論家自身はもとよりそれを異としなかつたのである。かくなる状況を勘案するに、弁論家が言、また黙殺すべからざるものとなるのである。

4

プルタルコス。先ずペリクレス篇三、一。「ペイシストラトスの一族を追放して立派に僭主政を廃止し、法律を設け、協和と安全を目的として非常によく混和された国制を樹立したクレイステネス……⁽³⁵⁾ (Παύσανθος…… ἐγγυεν Ἀγαρίστην Κλεισθέου ἐγγονοῦ) ὃς ἐγγήλασε Πεισιπρατίδας καὶ κατέλαυε τὴν τυραννίδα γενναίως καὶ νόμους ἕτερο καὶ πολιτείαν ἀριστα κεραιμένην πρὸς ὁμόνοιαν καὶ

クレイステネス改革をめぐって(三)

στρατιαν κατέστησεν.」ここに語られたるは明瞭なるべし。クレイステネスは僭主政を打倒し、それに代る国制を打樹てたのである。「混和」「協和と安全」なる句はプルタルコスその他の著作にも見出されるものなるが、それらで以って国家における種々の要素は調和せしめられ、然して国家は渾然一体と化するのである。さなる観点より、例えばリュクルゴスに関し *ἀποστάτης καὶ κερύσας* (Lyk. 7.3) *καὶ εἰς στρατιαν πόλεως καὶ ὁμοῦναι* (Solon 16.1) などの評言が見られる。⁽³⁷⁾ そのようにクレイステネスも一部の階層に偏する事なく全国民を融合し、その事によって国家に持続と安寧を確保したというのである。その点においてクレイステネスの国制は讃辞を呈されている。

キモン篇一五、二。エピアルテス改革直後の事なるが、キモン、エピアルテスが措置に反対し、アレイオパゴス評議會を旧に復し、「クレイステネスの頃の貴族政を復活 *ἐπι Κλεισθένος εὐείπειν ἀριστοκρατίαν*」せんとしたと言われる。プルタルコスにあって、五世紀アテナイの政治史は凡そ二グループの対抗関係において理解されている。一にはテミストクレス、ペリクレスなどがあり、これは民衆を増大せんとした。これらには煽動を行い大衆の横暴に身を委ねるところがあつたのである。他方、これに対峙したるはアリストイデス、キモン、はたまたメレシアスの子トゥキュディデスであり、これらは貴族派とか貴族的 *ἀριστοκρατικός* とか呼ばれる。⁽³⁸⁾ これらの政治家は民衆に迎合せず、民主政が過激に奔るを防止せんとしたのである。その点で、貴族政 *ἀριστοκρατία* を追求したわけである。

これら貴族派であるが、その出発点にはクレイステネス改革がある。アリストイデスはクレイステネスの朋輩となつたとか、その援助を受けたとか言われる。⁽⁴⁰⁾ キモンにはまたアリストイデスが力を藉したとされる。⁽⁴¹⁾ プルタルコスにおいてはクレイステネス、アリストイデス、キモンの間には明白なる承継関係が想定されている。アリストイデス、キモンなど貴族派、クレイステネス体制を承けてそれが維持を計つたのである。かくなる関連を顧慮するに、クレイステネスが国制、貴族制と呼ばれるは、プルタルコスの思想上、至極当然となすべきである。

プルタルコスにおける *ἀριστοκρατία* なるが、それには徳に基く政体なる意味包含さる事、贅言を費すまでもない。アリストイデスはキモンと共に随所で徳高き人として賞讃さるのであるが、そのアリストイデスはリュクルゴスを範として政界に歩を進めたと言われる。「アリストイデスはスパルタの人リュクルゴスに政治家のうちでも最も感服しこれに匹敵しようと努め、貴族政治に手を染めた云々」⁽⁴²⁾ リュクルゴスの国制は貴族政と呼ばれ、⁽⁴³⁾ ひたすら徳を目指したとさる事、言うまでもない。ところで、クレイステネスはアリストイデスの先達となされ

ていたのであるから、これもリュクルゴスと同一の目標を指向した事になる。ここに、プルタルコスが脳裡におきてクレイステネスの国制、リュクルゴスのそれと類縁なるが証された。これは先に予想されたる事でもあつた。⁽⁴⁴⁾かくしてクレイステネスはリュクルゴス同様、徳に基づく立派な政治を推進したのであり、この点、ペリクレス篇三、一の評とキモン篇一五、二は相通するのである。

5

「ハルモディオスの歌」。これはアテナイオスによって伝えられたる *skolia Attika* の一部をなすものであつて、四連より成る。吾人の関心よりして重要なものは、その中、第一連と第四連である。第一連の大意、以下の如し。⁽⁴⁵⁾

桃金嬢が枝に剣を携えん

ハルモディオスとアリストゲイトンがごと

彼ら、僭主を斃し、アテナイをイソノモスとせし折に

eu μύπτου κλαδί τὸ ξίφος φορήσω,

ὡς περ Ἀρμόδιος καὶ Ἀριστογείτων,

ὅτε τοῦ τύραννου κρανέτην

ἰσούμους τ' Ἀθῆνας ἐποησάντην.

「ハルモディオスの歌」は広く一般に愛好されたるものと見られるが、⁽⁴⁷⁾それには正確ならざる箇所がある。*τοῦ τύραννου* と *ἰσούμους τ' Ἀθῆνας ἐποησάντην* である。共に第一連と第四連の三、四行に出る。ハルモディオスとアリストゲイトンはヒツパルコスを殺害したるのみであるから、彼らの行為を *τοῦ τύραννου κρανέτην* と表現するは正確を欠く。⁽⁴⁸⁾また、彼らは僭主政に終止符を打ちたるものではない。ヒツピアスの僭主政はなお続く。その点で、*isonomos* の解釈如何に拘らず *ἰσούμους τ' Ἀθῆνας ἐποησάντην* は事実には反している。

次に年代決定であるが、これは「ハルモディオス」が如き俗謡にあつては極めて困難である。「ハルモディオスの歌」全体はヒツパルコス

クレイステネス改革をめぐって(三)

暗殺事件以降に非ずば作成さるを得ないので、その上限は五一四年となる。第二連と第三連に関しては上限をそれ以上精確に定める術はない。第一連と第四連は *ἰσονομοῦς τ' Ἀθῆνας ἐροῦνάρην* を含むところからして、それらはヒッピアス僭主政倒壊以前に成立したものをたるを得ない。従って、その上限は五一〇年となる。

下限の決定であるが、これは更に困難である。Skolia Attika は全体で二十五篇の歌より成るのであるが、それらは僭主政期より五世紀初、サラミス海戦の稍々後の時期にまで制作されたとする説がある⁽⁴⁹⁾。然らば、「ハルモディオス」の下限は四七〇年代初頭に置かるべきであろうか。ただ、Skolia Attika にはそこに歌われたる事件の直後に成立を見たときさるべき作がある⁽⁵⁰⁾。「ハルモディオス」もそれと同様に考うべきなのかもしれない。もっとも、この歌の第一、四連、事実誤認を包含するものなるが故に、事件の記憶鮮明なる間には制作さるを得なかつたかもしれない。ただし、「ハルモディオス」は一片の俗謡である。そのようなものに正確なる事実認識を求むるは本来的に無理となすべきであろう。当時、人々はハルモディオス、アリストゲイトン賞讃の気持を抱きたると思わ⁽⁵¹⁾るが、その間、両名の功業が現実より肥大化する結果を生じたとしても異とするには足らぬ。二名が僭主誅戮者として定着するは不自然とはしないのである⁽⁵²⁾。結局、「ハルモディオス」第一連と第四連の年代は画定するを得ぬ。それらは六世紀末葉に属するなりやと言い得るのみである。加之、「ハルモディオス」が如き酒宴歌にはその制作後においても変改、付加を蒙りたる可能性が存するのである。

「ハルモディオスの歌」において最も問題となるは *ἰσονομοῦς τ' Ἀθῆνας ἐροῦνάρην* である。これは如何に解さるべきであろうか。一説によれば *isonomos* 乃至 *isonomia* は、通例、民主政 *demokratia* と不可分の関係にある。従って、「アテナイをイソノモスとなせり」は民主政樹立を意味するものとなる。民衆の支配樹てられたるはクレイステネスによつてより他ないのであるから、「ハルモディオス」第一、四連は実はクレイステネス改革を指示するという事になる⁽⁵³⁾。かくして、「ハルモディオス」は民主政の実現を謳うものと理解される結果となる。*isonomia* につきましては議論多きところである。ここでは到底それに立入るを得ないので一瞥を加えるにとどめるのであるが、確かに *isonomia* *demokratia* と関係浅からざるは事実である。それは端的に平等を意味する場合もある。ただ、*isonomia* 乃至 *isonomos* には僭主政を意識して使用された例がある。この場合、*isonomia* は僭主の恣意的支配に対して法に基く政治を意味する事になる。五世紀においてはこの種の用例が多く現れる⁽⁵⁵⁾。その意味での *isonomia* は民主政にのみ関連するとは限らぬわけだ⁽⁵⁶⁾。

かくして、「ハルモディオス」がアテナイにおける民主政樹立を高唱したという主張は性急に過ぎる。λοὺλονοςなる一語からのみさなる結論を導くは無理とすべきである。むしろ、その比較的古い用法よりすれば λοὺλονοςは僭主政の対極を指示するのではないか。ただし、問題多き一つの語に依存して解釈を進めるは危険である。歌そのものに即したる考察せざるべからざるものがある。

「ハルモディオス」第一、四連の第三、四行であるが、ヴラストスなど⁽⁵⁷⁾によるならば、これはハルモディオス、アリストゲイトンが僭主を斃して「民衆の支配」を樹立したと歌う事となる。その際、三行と四行の関係は如何相成るものか。不調和の感免れ難きものあるのではないか。⁽⁵⁸⁾それよりは、兩名、僭主を殺害し、そして僭主なき自由なる状態現出せしと歌う方が論理的には無理なき展開となるのではなからうか。⁽⁵⁹⁾

また、「ハルモディオス」全四連に関しても、普通に観ずる限りにおいては、それを貫くモチーフは僭主政である。僭主を殺害したるが故に両壯士は永遠の名声を獲得したというのであり、また、二名に倣って「劍を携えん」⁽⁶⁰⁾なのである。実際、後世のアテナイ人一般におきて、ハルモディオス、アリストゲイトンは僭主誅殺者として観念されていたのである。兩名が民主政を樹立したというイメージが定着していたわけではない。今、ヴラストスに従うて、仮に、「ハルモディオス」、民主政実現を謳うとせんか、ハルモディオスとアリストゲイトンは僭主政終焉後も生延びて、然る後に国制改革を行いたる事になる。これは甚しき事態である。これでは事実誤認、或は歪曲としても過度に亘る事となる。兩名はヒッパルコス暗殺後に落命したるが故にこそ、その名を称えらるのである。

「ハルモディオスの歌」は、所詮、二名の壮挙賞讃のみを意図するのである。僭主政終熄後に成立した国制の形態如何は問うところではない。⁽⁶¹⁾「ハルモディオス」一、四連の成立が五〇八／七年以降に置かれるとしても、それはクレイステネス改革を殆ど意識しなかつたであろう。⁽⁶²⁾

6

ギリシア人によるクレイステネス評価に関し主要なるは以上に尽きるのであるが、これを総覧するに、ほぼ全体に共通する認識が見出さ

れるのではないか。それは僭主政との関連である。クレイステネスが行為、僭主政との対抗関係におきて解さる事多しとしたのである。これは弁論家、プルタルコスにあつては一目瞭然である。ヘロドトスもまた、さなる理解を主とするのであつた。⁽⁶³⁾

概して改革は穏和なるものと観じられている。この点においてイソクラテス、プルタルコスが一致する。⁽⁶⁴⁾クレイトポンも同列に置かるべきであろう。クレイステネスは民衆の恣意に身を委ねる事なく、強引なる施策はこれを避け、国民全体に配慮して良き政治を進めたという事である。従つて、クレイステネス改革はアテナイ民主政発展史上の里程碑とは見做されない。それは民衆の支配を進展せしめたというよりは、⁽⁶⁵⁾イソクラテスに見られるが如く、ソロン体制の復活と評さる事もあつた。

かくなる評価の中にあつて論点を共にしないものが唯一つある。アリストテレスである。彼は僭主政云々よりも下層民の進出なる側面に重きを置き、そこから改革を解した。彼にとつてクレイステネス改革とは民衆の勝利だったのである。国制、ソロンのそれより遙かに民主的となりしとはその意味においてである。かかる点において、これは爾余のギリシア人とは見解を同じうはしない。

アリストテレス下すところの解釈なるが、その理由としては二乃至三点が考えられる。一には例の「新市民」導入であり、他にはオストラキスモスである。これと共に改革前における民衆の動向をも考慮に入れるべきである。これも既に論じたところなのであるが、⁽⁶⁶⁾それらの理由につきアリストテレス自らは納得していたものと思われる。しかし他者よりすればそれは如何であろうか。アリストテレスの場合、事実関係の認識に問題があり、また自らの政治理論、世界観に規定された一面なしとはしない。「市民権賦与」に関しアリストテレス語るところ適切なるか些か疑念を呈せざるべからざるものがあるし、オストラキスモス、民衆の動向をめぐる記述にはアリストテレス特有の理論が看取されるのである。以上、アリストテレスの判断は難点尠しとせぬのであつて、吾人としてこれに追隨するは容易ならざるものがある。何よりもそれはギリシア人の証言中、孤立しているのである。⁽⁶⁷⁾

近代人による評価であるが、クレイステネス改革は概して重視さるものがあつた。それは身分制的支配秩序に打撃を加え平民の進出に道を開いたとして、屢々、アテナイ民主政発展史上画期的なる地位を賦与されてきた。あまつさえ、クレイステネスにはアテナイ民主政治の祖なる称号奉らるも稀とはしなかつた。

かくなる評価であるが、これは古人のそれと対比すると如何であろうか。これを、一応、二点に分けて見ていこう。先ず、国制上の位置であるが、古人にあつては、クレイステネス改革、アテナイ民主政の歴史において格段の比重を認めらるるものではなかつた。これは上に叙したるが通りである。ヘロドトスにおいてクレイステネス大きな地位を占めるは確かである。然れども、それは僭主政に代る国家体制を確立した者として評価されたる結果である。⁽⁶⁸⁾

アリストテレスの場合、『アテナイ人の国制』においてはクレイステネス改革大きく扱われ、民主政治進展の上で重要な変革と見做されている。ただ、ソロン改革や五世紀の海上支配に比してその意義が特筆大書されているものであろうか。これには疑問なしとはいへない。海上支配につきては先に触れるところがあつたし、⁽⁶⁹⁾アリストテレスにとりてもアテナイ民主政の始祖は、畢竟、ソロンなのである。⁽⁷⁰⁾

クレイステネス改革を以つて民衆支配の嚆矢となすはクレイトポンを算える程度であらうか。⁽⁷¹⁾しかし、これとてもクレイステネスが仕事に大変革を想定するには非ざる模様である。古典史料にあつては、アテナイ民主政の祖として立てられる名は一般的にはソロンやテセウスなのである。⁽⁷²⁾民主政建設者をクレイステネスに索むるは通常とはしない。

一体に、クレイステネス、その名を引かる機会、相当に少い。彼はエウポリス作『デーモイ』には登場せぬかに観ぜられる。⁽⁷³⁾プラトンやクセノポン、或はトウキュディデスにも姿を現さぬし、⁽⁷⁵⁾イソクラテスを除く弁論家においても、その名を挙げられる事はない。⁽⁷⁶⁾プルタルコスにおいてもクレイステネスは知らるところ少い。これにつき顯著なるは改革後における彼の動静分明らか事である。この点、消息が全く伝わらぬのである。かくの如き彼にあつては逸話の類も信じ難きほど少い。デルポイの神殿造営にまつわる話を別とすれば、自らオストラキスモスに遭つたという奇譚が⁽⁷⁸⁾伝えられる程度である。⁽⁷⁹⁾

もつとも、クレイステネス、忘却されたものでは毫もない。彼は立法者、改革者としては連綿として記憶され続けるし、⁽⁸⁰⁾その墓所も知られている。⁽⁸¹⁾しかしそれにしても、古典史料において彼の影薄きは否み難きものがある。これを要するに、クレイステネス、一般に訴えかけその想像力を刺戟するが如き名ではなかつたのである。真実、彼がアテナイ民主政の一大功労者たりとせば、今少しその名は喧伝されて然るべきであつたらう。

次に、近代の学説にて論じらる事多き貴族支配への打撃なる問題であるが、その種の観点、ギリシア人に見出すは困難である。ヘロドトスは部族制改革をさなる角度からは解さぬ。実際、部族改革に関し身分制的支配秩序の改廃などといった事を彼は一言も語らぬ。また、当時、「特権身分」によつて「貴族の政治」が演ぜられたとも彼は記さない。クレイステネスやイサゴラス、「平民」より隔絶せる特別の身分に属するとはされないわけだ。⁽⁸²⁾ この間の事情はアリストテレスも同様である。弁論家の場合、対抗関係に立つは常に僭主と民主派である。「貴族」勢力などは介在の余地がない。それはテキストには全く現れないのである。プルタルコスにあつても身分制的秩序なるもの、クレイステネス改革に関しては、その脳裡には存しなかつた模様である。これは文面にさなる觀念現れぬ以上、そう判断するより他はない。

以上二点、古典史料と近代の学説との間には少なからぬ差違が看取される。これは如何なる事態か。近代における通常の解釈、史料に依拠せぬのか。それとも、ギリシア人の認識には欠陥多きを算え仔細なる検討に堪うを得ぬのであろうか。何れにせよ、古人と今人との乖離甚しきものがある。これは何らか解決の方向を見出さずばなるまい。

これは近代人の側に誤解存するが故ではないか。この点著しきは *δημοκρατία* の理解である。これに関してはアリストテレス最も体系的なる思考を展開しているので、それに即して若干説明を加えておこう。⁽⁸³⁾ アリストテレスにあつて *δημοκρατία* とは、簡単に言えば、貧民の支配、それに対して寡頭政 *ὀλιγαρχία* は富裕者の支配、ただそれだけである。政体論の軸に据えらるは、屢々、富裕者と貧乏人との対抗関係であつて、貴族と平民とのそれではない。アリストテレス理論におきて重要な階級闘争的理解なのである。そもそも、現実のポリスに関して「貴族」なる閉鎖的の身分、考慮に入れられぬとして支障はない。従つて、身分的秩序に基く政体は立てられない。貴族政 *αριστοκρατία*、徳に基く国制たる事、論を俟たぬ。貴族有力者の下に庇護民を糾合する「貴族の権力装置」が如きも、彼の理論には位置を占めない。政体の遷移に関して言えば、一直線の発展論唱えらるに非ず、貴族政、「国制」、僭主政、寡頭政、民主政など各種国制は相互に移行するのである。その中、民主政が進展するとは貧民有力となる事であるが、それは制度の上では役職の就任資格緩和とか抽籤の採用、手当の支給や民会の権限拡大等々といった形で表される。民主政を樹つるに際しては「貴族の権力基盤」を苦心慘愴掘崩す必要もないし、逆に、特権的地位を剝奪されたとかいふ貴族が滅ぶべき定めにあるというものでもないのである。

他方、ギリシア民主政、殊にその成立に関して近代人の抱懐する觀念であるが、これによれば民主政は「貴族身分」と逆相関の関係にお

いて把えられる。ギリシアの古き時代においては貴族政が布かれていたのであるが、時と共にそれは弱体化した。逆に圧伏されていた民衆は徐々に頭を擡げ、苦心の末、遂に身分制的支配秩序打破に成功した。ここにおいて民主政は初めて成立を見るに至った。貴族の勢力は猶暫時、残存するが、やがてそれは衰え、平民の世が現出したといふのである。⁽⁸⁴⁾これはアリストテレスには見出し難き思考である。

クレイステネス改革に関し、近代の諸家依拠するは専らヘロドトスとアリストテレスである。この両名、改革につき民主政云々なる評言を下すに際し、それが身分的支配の破碎を意味すると多くの学者は速断してしまつたのではなからうか。そこからアテナイ史における転換点を読み取り、クレイステネス改革を過度に評価する結果を生じた。然るに、アリストテレスにとりて身分秩序などは顧慮の外だったのである。この点に関してはヘロドトスも同一である。実に誤謬の因はここに存した。近代における通説はヘロドトス、アリストテレスより出發すると自らは信ずるのであるが、実際にはそうではなかつたのである。この点、ヘロドトス、アリストテレスの思考、用語法に分入つて彼らの真意を把握する努力に至らざる憾があつた。⁽⁸⁵⁾

通説的立場よりクレイステネス改革説明がために寄せられたる苦心、これには多大なるものがある。然るに、本稿第一、二章にて示したるが如く、それら成功を納めたるとは称し難い。それも止むを得ないのであろう。改革の何を以つて「氏族制的従属關係」破壊されたるかを考究する自体、詮無き事なのである。その線に添うて如何に巧緻なる学説を樹てようと、それは砂上、樓閣を築くに等しいのである。

〔註〕

- (1) 22.1. 同様の評価は『アテナイ人の国制』四十一章二節にも見出すを得る。
- (2) 前掲拙稿「ヘロドトスとクレイステネス」、「アテナイ人の国制」二十章、「アテナイ人の国制」二十一章。
- (3) Cf. A. Fuks, *The Ancestral Constitution*, London 1953. (Reprint, Westport 1971) 6-7.
- (4) Cf. J. J. Kenney, *The Text of Androktion F6 and the Origin of Ostracism*, *Historia* 19, 1970, 9 n. 26.
ウェンデル・ケネリー (*op. cit.*, 20) に於ては $\omega\varsigma$ 以下はマンティオンに由来する。ヤコーブー (*Athina*, Oxford 1949. (Reprint, New York 1973) 384 n. 30; *Fragments IIIb Suppl.*, Vol. II, Leiden 1954, 91 n. 86) はこれをアンドロクティオンに帰せしめてゐる。しかし、後述するが如く、 $\omega\varsigma$ 以下をアリストテレスの筆になつた場合、『アテナイ人の国制』二十九章三節が最も円滑に説明される。なお、 $\omega\varsigma$ ……は $\delta\eta\mu\omega\tau\iota\kappa\alpha\tau\epsilon\rho\epsilon\upsilon\alpha$ $\rho\alpha\kappa\tilde{\iota}$ $\tau\eta\varsigma$ $\Sigma\acute{o}\lambda\alpha\theta\alpha\upsilon\omicron\varsigma$ $\epsilon\gamma\epsilon\upsilon\epsilon\tau\omicron$ η $\rho\alpha\lambda\iota\tau\epsilon\iota\alpha$. (*Ath. Pol.* 22.1) とは相違を来すが、これは問題とはならない。 $\omega\varsigma$ 以下の文章はアリストテレス自身のクレイステネス観を述べたるもの

には非ざるが故に。

(5) Hignett, *op. cit.* 130; Day&Chambers, *op. cit.* 102-103; K. R. Walters, *Ancestral Laws and the Ancestral Constitution in the Oligarchic Movements of Late Fifth Century Athens*, *Ancient History* 1974, 139-156.

なお、ウエイド・ゲリー (*op. cit.* 21) によれば、クレイトポンの真意はクレイステネス法の実質ではなくその手続の探索にあった。

(9) *Ath. Pol.* 34.3; Aristoph. *Ranæ* 967.

(7) Cf. Thuk. VIII. 67.1.

(8) 本章六節。

(9) クレイトポン動議をして民衆欺瞞がための謀略とする見地から最も詳細なる議論を展開するのはウォルターズ(本章註(5))なり。彼の論拠はクレイステネス法の保存如何、当時におけるクレイステネス改革の評価、καταρός及び προσαναγκάζουσαの意味、『アテナイ人の国制』の傾向性など多岐に亘るが、それらは何れも十分ではない。ここで立入る違はないが、ウォルターズの所説は複雑巧緻に過ぎるのである。

(10) クレイトポンはソロンには思い及ばなかったのかもしれない。以下叙するところ正鵠を射るものとするならば、ともかくも、クレイトポンはソロンをアテナイ民主政の始祖と見做した事になるのであるが。

(11) 因みに、寡頭派のプログラムは役の選任や手当の存廃に関してであって、部族制改革は問題視していない。クレイステネスの部族制改革が民主政を推進したとの意識は寡頭派にはなかったであろう。

(12) Kleidemos F8 (Jacoby), Androktion F5 (Jacoby), Philochoros F30 (Jacoby; cf. Jacoby's commentary), F115 (of 'Ακχαλαρίδης 出る)

(13) ヤコービー (F. Gr. H. IIIb Suppl. Vol. I, 29, 65, 120, 160; *Athhis*, 154) によれば、クラニコスとクレイデモスにおいてはクレイステネスはアテナイ民主政の祖である。これに対するに、アンドロテイオンはクレイステネスに "radical democracy" の元祖でなく、ソロン体制の継承者を見たという事である。そして、アンドロテイオンにとってソロンの国制とは穏和なるものであったというのである。

しかしながら、ヤコービーの論拠は、ヘラニコスとクレイデモスについては彼らの断片にソロンへの言及が見られぬという程度のものである。アンドロテイオンに関してはオストラキスモスと diapsephismos といったところである。これらは何れも十分の根拠を提供するものではない。ヤコービーの解釈については彼の所謂 political conception of the *Athhis* (*Athhis*, 76 etc.) が参照されるべきである。これによるならば、*Athhis* の執筆は四世紀中葉における政争と深く関っている。当時、アテナイ史を記述するは単なる学問研究でなく、政争の一環でもあった。テセウスやソロン、クレイステネスは単に historical persons ではなく figures over whose attitude in home policy men fought (*ibid.* 77) であった。かくして、クレイデモスやアンドロテイオンはソロンやクレイステネスを自己の政治的傾向性から解したというのである。これはヤコービー独特の理論であるが、これに関してはハーディングの批判 (P. Harding, *Athhis and Politeia*, *Historia* 26, 1977, 148-160) が概ね肯綮に中ると見るべきである。

ルッセンブッシュ (Ruschenbusch, *ΠΑΤΡΙΩΣ ΠΟΛΙΤΕΙΑ*, *Historia* 7, 1958, 398-424) はヤコービーを承けて壮大なる仮説を構築した。これによると、アテナイの歴史記述や政論において時代が下ると共に古き立法者、前面に現る。ヘロドトスやヘラニコスにありてアテナイ民主政の祖として立てられたるはクレイステネスなるが、これは三五六年のイソクラテス『アレオパギティコス』においてソロンにその地位を譲る事となった。更にソロン

は三四三年頃のアンドロテイオン『アッティス』においてその役割をテセウスに引渡す結果となったというのである。同時にこの過程は政治家やAttidographen各人の政治的信条と緊密なる関係にある。「穏健派」としての立場より『アレオパギティコス』のイソクラテス、ソロンをGründer der gemäßigten Demokratieとなし、同様「穏健派」に属するアンドロテイオン、テセウスをGründer der gemäßigten Demokratieとして立てた。他方、「過激派」たるクレイデモス、ソロンをしてGründer der radikalen Demokratieとなしたというわけである。

クレイステネスの評価であるが、これは早期にはアテナイ民主政の始祖として扱われた。然るに、徐々にその比重を減じ、遂にはソロンの、或はソロンを介してテセウスの継承者と化するに至ったというのである。

さて、かくなるルツシエンプッシュ説であるが、これは乏しき史料の中からクレイデモス、アンドロテイオン或はテオポンポスのアテナイ国制史像を闡明し尽くしたるかの感がある。しかしこれこそが危険なのである。現存せぬ史料につきその内容を云々するに於ては最大限に慎重ならねばならぬ。ルツシエンプッシュ説、gemäßigte bzw. radikale Demokratieなる概念の問題は措くとしても、それは弁論的特質を無視しているし、就中、多数の人工的操作加えざる限り成立する事能わぬものである。吾人なすべきは、現実に遺されたるテクストを精査してその言わんとするところを正確に理解すべく努める事である。肝要なるはそうした確実な作業を重ねる事なのである。

(14) 『アンティドシス』三〇六にてクレイステネスの名は記されぬが、彼の事語られたるは明白である。

(15) 『アレオパギティコス』の古き民主政においては上流の立派な人々が役に就くのであるが、民衆は役の選任及び監察に与る事によって主権は保持する。この点でアリストテレス謂うところの第一種民主政を連想せしむるものである。Arist. Pol. 1318 b 27-32.

(16) 本章註(13)参照。

(17) F. g. W. Jaeger, The Date of Isocrates' Areopagiticus and the Athenian Opposition, *HSCP*. Suppl. Vol. 1940, 442-448.

(18) Fuks, *op. cit.* 5-13. フクスはプルタルコス証言(本章四節)までもがテラメネス派の系譜を引くとする。

(19) 『アンティドシス』三〇六ではソロンが省略されたるのみ。

(20) クレイステネスと雄弁についてはCicero, *Brutus* 7.27.

(21) Cf. Ruschenbusch, ΠΑΤΡΙΟΣ ΠΟΛΙΤΕΙΑ, 419.

(22) 『戦車競技の馬』はイソクラテスにとりその経歴の初期に属するのであるが、その作において既に「かの民主政」が姿を現す。これは『平和論』、『アレオパギティコス』などを通して『パナテナイコス』に至るまで、イソクラテスの生涯を貫くモチーフだったわけである。

(23) 『戦車競技の馬』にソロンその姿を見せぬはけだし当然である。クレイステネスとは異なり、ソロン、若きアルキビアデスにとりその先祖には当らぬであろうが故である。

(24) F. Blass, *Die attische Beredsamkeit* II³, Leipzig 1892 (Nachdruck, Hildesheim 1979) 225.

(25) 『パナテナイコス』一二九ではソロンでなくテセウスがアテナイ民主政の鼻祖とされている。この点において、それは『アレオパギティコス』、『アンティドシス』と相違を来す。ヴェントラント(P. Wendland, Beiträge zu athenischer Politik und Publicistik des vierten Jahrhunderts I, *Nachrichten von der königlichen Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen, Philologisch-historische Klasse* 1910, 161)によれば、『パナテナイコス』には

てはスパルタとの対抗上、アテナイの良き国制を年代的に繰上げる必要が生じた。それがためにイソクラテスは操作を加えたとの事である。cf. Ruschenbusch, ΠΑΤΡΙΟΣ ΠΟΛΙΤΕΙΑ, 411-415. ただし、これは民主政の起源をめぐる問題である。

『パナテナイコス』一四八では、テセウス樹立せる民主政が長期間持続し、ようやくペイシストラトスの僭主政によつて解体されたる旨記されている。さすれば、『パナテナイコス』においてもクレイステネスは古き良き民主政を復興した者となるのではなからうか。

(26) イソクラテスにあつて、クレイステネスの事績はあくまでも僭主政との対抗において考えられているのである。この点に関し *κατάγειν τὸν δῆμον* なる表現に一言しておく、これは上流富裕者に対する貧民の勝利を意味するものではない。これは「かの民主政」の内容を想起するだけでも了解されるであらう。イソクラテスにとりて僭主政以前の政体は民主政なのであるから、*demos* なる語用いらるはけだし当然なのである。

なお、クレイステネス改革に関し身分制的支配秩序の改廃といった事柄には一言半句も触れられていない。この事をも記憶に留めておこう。

(27) VIII. 64-94 ; VII. 50-52 ; XII. 114-118.

(28) プラトン『法律』(699E-701C)において、アテナイ民主政はペルシア戦役後の世代に過激化したとしている。プルタルコス (*Them.* 19) もペルシア戦後の海軍増強は水兵の地位を高め民主政を進行せしめたとしている。アリストテレスにしても、先に掲げた二要因(本論文第二編「大手前女子大学論集」二十二号、昭和六十三年十一月九一ページ)に徴すならば、アテナイ民主政の展開に関してはサラミス海戦の勝利とそれに続く世代を重視せざるべからざるものがあるはずである。以上、何れもイソクラテスの見解と相通するものがある。

這般の状況よりすれば、アテナイ民主政或はアテナイ史の転機はこれをペルシア戦争に索むるが常識たる事になる。一大構造転換を六世紀末に設定するなどは異例に属するのである。

(29) 年代については cf. Blass, *op. cit.* III 1³, Leipzig 1893 (Nachdruck Hildesheim 1979) 328-330.

(30) デモステネスは『メイディアス弾劾』以外の作においてもクレイステネスの名を口にする事はない。

(31) ソロンと民主政については XVIII. 6 ; XXII. 30-32 ; LVII. 32. テセウスに関しては [LX.] 28.

(32) デモステネスの記述には『アンティドシス』一三三二¹、並びに『戦車競技の馬』二六を髣髴たらしむるものがある。

(33) Andok. I. 106. *οἱ γὰρ πατέρες οἱ უფროι γενόμενοι τῆ πόλει κακῶν μεγάλων, ὅτε οἱ τίρανοι μὲν εἶχον τὴν πόλιν, ὁ δὲ δῆμος ἐφύετο, νικῆσαντες μαχόμενοι τοὺς τῖράνους ἐπὶ Παλαθνία, στρατηγόντος Δεωρόπου τοῦ προπάπου τοῦ ἐμοῦ καὶ Χαπίου κτλ.* *Μαντζκιπνις* 卅この他に II. 26 も参照せざるべきである。なお、アンドキデス I の年代は三九九年であらう。

(34) Andok. I. 106 *ἡ ἐπὶ Παλαθνία ἡ ἀληθὴς ἡ ἀποδομένη*。cf. J. K. Davies, *Athenian Propertied Families*, Oxford 1971, 27-28. *Μαντζκιπνις* の歴史的知識に欠陥多きは周知の通りである。

(35) デモステネス (XXI. 144) はアルキビアデスの系譜につき誤りを犯している。イソクラテスの記事 (XVI. 25-27) にも正確ならざる箇所が散見される。この兩名及びアンドキデス、僭主と民衆とを一貫して対抗関係に置くならば、それも適切と称するは得ない。改革の細部に亘る記述、イソクラテスにも見られぬ論を俟たぬところである。

(36) プルタルコスの訳文は原則的に河野与一氏のもの(岩波文庫)に拠る。

(37) プルタルコスにあって、国制の混合に関してはリュクルゴスとその代表格である。Lyk. 5-7. また G. J. D. Aalders H. Wzn., *Pitarch's Political Thought*, Amsterdam-Oxford-New York 1982, 36.

本文で少し後に触れるが如く、プルタルコスはリュクルゴスとクレイステネスを類似の相の下に把握している。なお、Mor. 1033Fではクレイステネス、リュクルゴス、ソロンが立法者として並記されている。

(38) *Per.* 7.3, 11.1, *Per.-Fab.* 3.1; *Arist.* 2.1; *Kim.* 10.7, *Luk.* - *Kim.* 2.5.

(39) *Ἀριστέιδης δὲ Κλεισθένης μὲν τοῦ καταστραφένου τῆν πολιτείαν μετὰ τοὺς τυράννους εἰαίρος γευόμενος, ἐηλώσας δὲ καὶ θαυμάσας μέγιστα τῶν πολιτικῶν ἀνδρῶν Δακεδαίμονιον, ἦνwarto μὲν ἀριστοκρατικῆς πολιτείας κτλ.* (*Arist.* 2.1)

(40) *Mor.* 790F, 805F.

(41) *Kim.* 5.4; *Mor.* 791A, 795D; *Arist.* 23.1.

(42) 本章註(39)。

(43) *Lyk.* 29.6, *Lyk.* - *Nioma* 2.3.

(44) 本章註(37)。

(45) 694c-695f.

(46) 第四連は原文のみを掲げておく。後半部は第一連とほぼ同一である。

αἰεὶ σφῶν κλέος ἔσσεται κατ' αἶαν,

φίλαρθ' Ἀργύοιτε καὶ Ἀριστόγελτον,

ὅτι τοῦ τυράνου κραυέρην

ἰσούμοις τ' Ἀθῆνας ἐπολιόατην.

(47) *Aristoph.* *Ach.* 980, 1093; *Vesp.* 1225-6; *Lys.* 632; *fr.* 430; *Antiphanes.* *fr.* 85.

「ハルモディオス」は別段「貴族」の愛唱歌であったというものではない。なお、学説史において、ハルモディオス、アリストゲイトンは「貴族」に属すとされる事跡とはしない。然るに、アリストゲイトンはトゥキディデス (VI. 54. 2) によって *μέσος πολίτης* とされている。この点、銘記すべくである。

(48) 第三連は *αὐδοῖα τυράνου Ἰππαρχοῦ ἐκρουέρην* とある。

(49) *Ostwald.* *op. cit.* 126-130. cf. C. M. Bowra, *Greek Lyric Poetry*², Oxford 1961, 375-397.

(50) 二十三、二十四。cf. *Ostwald.* *op. cit.* 127-130.

(51) アンテノルによるハルモディオスとアリストゲイトンの像はこの時期に建てられたのであろう (本論文第二編八九ページ)。

(52) Cf. *Jacoby.* *Athhis.* 160-162. ヤコービーは「ハルモディオス」に反 *Alkmeonidai* 派の宣伝を認める。アルクメオン家でなくハルモディオス、アリストゲイトンを僭主政よりの解放者とした点に政治的底意を見るわけだ。

- (53) G. Vlastos, *Isonomia*, *AJP* 74, 1953, 339-344 ; Ostwald, *op. cit.* 122-123 ; Ehrenberg, *Das Harmodioslied*, *Polis und Imperium*, 263.
- (54) 「ハルモディオス」第一連は *Triumphlied der Demokratie* の (Ehrenberg, *Das Harmodioslied*, 263) と云うわけだ。
- (55) *Alkmaion*, fr. 4 (Diels-Kranz) ; Hdt. III. 80.6, 83.1, 142.3, V. 37.2.
- ヘロドトスにあつては *isonomia* と *demokratia* との関連は緊密である。ギリシア人の言ふ *δημοκρατία* は「民衆の支配」と「全体の支配」なる二種の側面を有するのであるが、ヘロドトスにおいては後者の要素が優越する。その点に、*isonomia* と *demokratia* の近似が顕著なのである。前掲拙稿「ヘロドトスとクレイステネス」九二―九七ページ。 *δημοκρατία* の二様の意味は一応区別しておく必要があるのである。さなくば、無用の混乱が生じてしまう。なお、本稿において使用される「民主政」は「民衆の支配」なる要素に重点を置く事、言うまでもない。
- トウキュディデスにおいては *isonomia* 若しくはその形容詞、動詞形は III. 62.3, 82.8, IV. 78.3, VI. 38.5 に現れる。この中、III. 62.3 は *dynasteia* が強く意識されている。極端な寡頭政と僭主政とは暴政という点で相通するものである。本論文第三章註(56)。
- (56) 現に寡頭政に関して使用されている。Thuk. III. 62.3.
- (57) 本章註(53)。
- (58) 「貴族」勢力を圧倒して「民衆の支配」を実現したというのならば論理的整合性は得られるのだが。「ハルモディオス」には反「貴族」的感情などは微塵もない。
- (59) Cf. C. W. Fornara, *The Cult of Harmodius and Aristogeiton*, *Philologus* 114, 1970, 178.
- (60) エーレンベルク (*Das Harmodioslied*, 260) によれば、*τὸ εὐδοκὸς φρονισμὸς* から僭主政に対する強い敵意が看取される。従つて、僭主政回復の危険存したる際、いやそもそもヒッピアス僭主政打倒喫緊の課題たりし折、*τὸ εὐδοκὸς φρονισμὸς* は作成されたる可能性ありとの事である。
- (61) ヴラストス (*op. cit.* 340) 分類するところの (一) が適切と考えられる。
- (62) ただ、「ハルモディオスの歌」は当時における一般的感情を表す史料としては貴重である。アテナイ人の課題、奈辺に存したるかをそれは雄弁に物語るものである。本論文第二編九〇ページ。
- (63) この認識は重要である。本章註(2)。
- (64) クレイステネス改革につきイソクラテスは *demokratia*、プルタルコスが *aristokratia* と各々用語は異にすと雖も、内容的には彼らの語るところ近似すると見られる。
- (65) ヘロドトスにとりても全国的契機が優越する。
- (66) 前掲拙稿「アテナイ人の国制」二十一章「一五二―一五三ページ」。
- (67) もとより、ヘロドトス、弁論家、プルタルコスなどの認識には欠陥多きを算える。然るに、クレイステネス改革に関しては多数の判断が一致する事、この事実には意味を認めざるべからざるものがある。今、仮に、クレイステネス体制をして穏和なると見做すはイソクラテス「アレオパギティコス」のみとするならば如何であろうか。その際、それを特定の理由に帰するは不可能ならなくなる。それをテラメネス一派に由来せしむる(本章註(18))もよし、或は政治的プロパガンダを想定する(本章註(16)、(13))も可となる。然るに、時代及び政治的立場の相違如何に拘らず、ギリシア人多数の間には一致

が見出されるのである。これは彼らの叙するが如きクレイステネス像、むしろ常識たるを物語るものである。異例なるはアリストテレスの方なのである。近代の学説史においては弁論家やプルタルコスの評言、十分顧慮を払われたとはなし難きものがある。従来それらの証言については情報の出所をめぐって種々の立論がなされて、それらは斥けられる傾向にあったのである。それよりも、吾人としては今少し素直なる解釈を以って、それらをも参考にすべく努むべきであろう。

(68) アテナイ民主政発展史につきヘロドトス如何なる観念を抱きたるかは分明ならざる点尠しとせぬ。ソロン改革につきても彼の理解は不詳とするより他はない。

(69) 本章註(28)。ただし、人口増なる要因に関して言えば事情は多少異なる。

(70) *Ath. Pol.* 41.2.

アテナイ民主政治の画期につきてのアリストテレスの思考であるが、この点、『政治学』二卷十二章には興味深きものがある。そこではクレイステネス改革触れらる事はないのである。なお、『政治学』全編を通してクレイステネスの名現るは二箇所(1275b36, 1319b21)のみ。『弁論術』その他、『政治学』、『アテナイ人の国制』以外の著作にてはその名は挙げられない。

(71) 本章二節。取分け註(10)参照。

(72) テセウスに関して言えば、既にエウリピデス『救いを求める女たち』が彼を民主政の樹立者としている。本章註(3)参照。

(73) アリストパネスにおけるクレイステネスに関してはcf. P. Lévêque et P. Vidal-Naquet, *Clisthène l'Athénien*, Paris 1973, 117-118.

(74) プラトン偽作『アクシオコス』(365D)にはドラコンと並んで現れる。

(75) トウキュディデスは八巻六八、四においてクレイステネス改革には論及しない。

(76) デモステネス『メイディアス弾劾』にはアルクメオン家が現れるのであるが、これはそれ自身の価値においてではなく、他者との関連で以って初めて言及されるものであった。先に叙したる通りである。

一般に弁論家が例証として掲げる歴史的人物はほぼ一定している。それはソロンやペルシア戦争の英雄などである。これらは弁論家にとりていわば共通のストックをなすのであるが、クレイステネスはその中には含まれないのである。

(77) *Ath. Pol.* 19.4; Is. XV, 232; 更ニDem. XXI, 144; Philochoros F 115 (Jacoby), cf. Hdt. V, 62.2-3. またSchol. Demosth. XXI, 144 (Dindorf), ユティア買収につきはヘロドトスの他Plut. *Mor.* 860C-D.

(78) *Aelian. Var. Hist.* XIII, 24.

(79) クレイステネスとサモスの話はCicero, *De legibus* II, 16.41.

(80) *Atthidographer* (本章註(12)) はクレイステネス改革を当然取扱っている。その他Dionys. Hal. *Isokrates* 8; Dion Chrysost. 22.1; Pausanias I.5.1.1, 29.6; Alkiphron, *Epistolai parastion* 41; Libanius, *Apologia Socratis* 83; Cicero, *De re publica* II, 1.2; 註「古辞書の類」オストラキスモスに関する末期ケーンの邦訳 (J. J. Keaney and A. E. Raubitschek, *A Late Byzantine Account of Ostracism*, *AJP* 93, 1972, 87-91) など。

(81) Pausanias I.29.6.

(82) 前掲拙稿「ヘロドトスとクレイステネス」一〇〇ページ。本論文第二編八二―八三ページ。

(83) 前掲拙稿「アナテイ人の国制」二十一章「一四五―一五二ページ」。

(84) これは特にアテナイに関して考えられている。

近代人の発想を象徴的に示す言を掲げておく。「The progress of democracy in Athens was chiefly marked by the gradual destruction of the power of the Eupatrid families.」(Ehrenberg, *Origins of Democracy*, 288)

この種の発想であるが、これには近代史からの類推が作用しているのではなからうか。近代民主政とは確かに平民が身分制的支配を脱し、王侯貴族を打倒する事によって成立したものである。王侯貴族にはかつての栄光を取戻す術はなく、凋落を運命づけられている。かくして近代史の進行は不可逆的なのである。

(85) 近代人には自らの観念を絶対視してそこから過去を裁断する傾きがあるのである。例えば、近代人は人権宣言を絶対としてそこからギリシアの奴隸制を断罪する。しかし人権宣言などは愚昧なものである。「近代の高み」に安住するのではなく、近代人としては自らが時代の特殊性を認識する必要がある。